

【重要】消費税改正対策セミナー

本年10月より消費税大改正
日本初の制度が始まる!!

軽減税率制度
導入直前!

消費税率引上げ 事業所の対応



軽減税率制度

経過措置

インボイス制度

全業種が対象です!!トラブルを防ぐために制度を正しく理解しましょう!

本年10月から消費税が改正され、「軽減税率」が適用となるため、お客様もお店も大混乱することが予想されます。また、前回同様、「経過措置」が設けられており、契約時期によっては納税額に大きな差が生じるため、正しい知識を身に付けることが大切です。さらに、新たに導入される「インボイス制度」は、免税事業所にも影響があります。そこで、施行前に確認しておくべき改正の内容と事業所の対応策についてわかりやすく解説します。

【講師】

山崎税務会計事務所 代表
山崎 健氏

・税理士・宅建建物取引士
・AFP・労務管理士



【講座内容】

- ◆軽減税率制度の導入に伴う注意点
 - ・対象品目と影響のある主な業種
 - ・レジの導入やシステム改修等への補助制度 他
- ◆消費税10%の経過措置
 - ・経過措置の概要
 - ・住宅等の請負工事に関する税率
 - ・家賃・コピー機・重機などのリース料は？ 他
- ◆インボイス制度(方式)の概要と注意点
 - ・インボイスとは？ いつから導入される？
 - ・免税事業者の注意点 他
- ◆消費税増税に伴う事業所の注意点
 - ・もう“どんぶり勘定”ではやっていけない
 - ・適正に価格転嫁できるか？自腹になるか！ 他

日時 令和元年9月6日(金)

14:00~16:00

会場 寒河江市技術交流プラザ

(寒河江市中央工業153-1 TEL86-1991)

定員 50名

申込 9月3日(火)までに、TEL 又はFAXで
お申込みください。

TEL▶0237-86-1211

FAX▶0237-86-7526

主催 寒河江市商工会

受講無料

*切らずにFAXしてください。

月 日 申込

「消費税率引上げ・事業所の対応」受講申込書

事業所名	[TEL] [FAX]	受講者名	
所在地	〒		

*ご記入いただいた個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。*3名からのお申込みは本紙をコピーしてお使いください。